

持続可能な物流を支える物流効率化実証事業

(1) 物流効率化に資する連携実証事業

概要資料

令和7年3月

持続可能な物流を支える物流効率化実証事業

令和6年度補正予算額 **23億円**

(1) 商務・サービスG物流企画室

(2) 商務・サービスG

消費・流通政策課/物流企画室

事業の内容

事業目的

「物流2024年問題」への対応として、今年4月に改正物流法が成立。全荷主・物流事業者に対し、物流効率化のための取組を義務づける中、複数企業が連携する物流効率化に資する取組に対し、システム構築費用等の補助を行い、物流効率化の取組を促す。

また、地域における物流の維持は今後ますます重要。増加が見込まれる買物困難者への対応策として、先進的なモデル事例を組成する。

事業概要

(1) 物流効率化に資する連携実証事業

企業規模を問わず、複数企業が連携した物流効率化に資する取組に対し、物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入、プラットフォームの構築等に係る実証費用を補助することを通じて、改正物流法の取組の実効性を高める。

(2) 買物困難者対策事業

地域における買物困難者対策を支援するため、自動配送ロボットの実証実験等を補助。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 物流効率化に資する連携実証事業



(2) 買物困難者対策事業



成果目標

本実証事業を通じ、複数企業が連携した物流効率化に資する取組を促進し、2024年問題及び構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の解消を行い、我が国の物流の効率化を進め、トラックの積載効率50%を目指す。また買物アクセスに支障を有する地域での購買機会確保を目指し、買物困難者対策に資するサービスの展開を目指す。

1. 事業概要（物流効率化に資する連携実証事業）

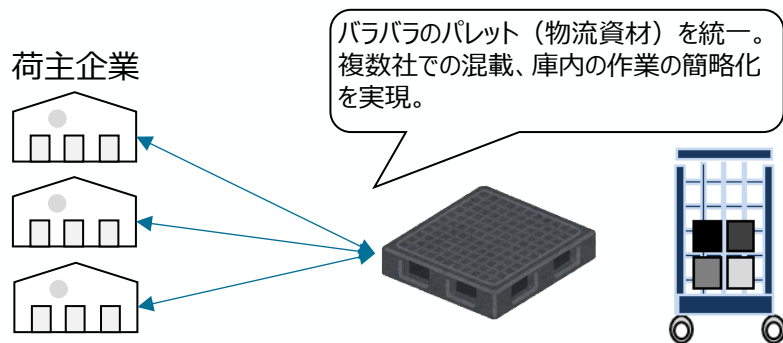
企業規模を問わず、複数企業が連携した物流効率化に資する取組に対し、物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入等に係る実証費用の補助を行います。

項目	詳細
1 補助対象者	複数企業によって構成された 連携体（コンソーシアム） ※荷主を 1社以上を含む、合計3社以上 から構成されるコンソーシアムであることが必須。 ※物流事業者（運送事業者、3PL、倉庫業者）や物流不動産事業者のみの連携体の申請は認めない。 荷主1社以上と連携している場合のみ、荷主以外による投資経費も補助対象になる。 ※物流機器メーカーや物流システムベンダーはコンソーシアム構成員の一社としてカウントできるが、コンサル会社・リース会社はコンソーシアムに参加することはできても、メンバーの1社としてカウントすることはできない。
2 補助率	1 / 2
3 補助上限額	3億円
4 投資下限要件	3000万円 ※投資額（補助対象経費の合計）3000万円の案件であれば実際の補助額は1500万円となる。
5 公募期間	令和7年3月26日（水）～令和7年5月1日（木）17:00必着
6 補助事業期間	交付決定日（令和7年7月上旬頃予定）～令和8年2月13日（金）まで ※単年度事業であり事業期間が短いことに注意。
7 補助事業の要件	以下の「ア」「イ」の2つの要件を満たす物流効率化計画を策定・提出することが必要 ア. 利用する物流事業者側の業務効率化 下記のうち（1）若しくは（2）を必須とし、追加として（3）の取組を含めることが可能 （1）荷待ち・荷役等時間の削減 （2）積載率の向上 （3）その他 イ. 物流施設側における業務効率化 従業員の補助事業に係る総労働時間について、設備投資により、機器・システム等の導入前と比較して3%以上削減すること
8 補助対象経費	機械装置・システム費 （※必須支出項目）、 専門家経費 委託・外注費 等

(参考) 補助対象となる事業イメージ

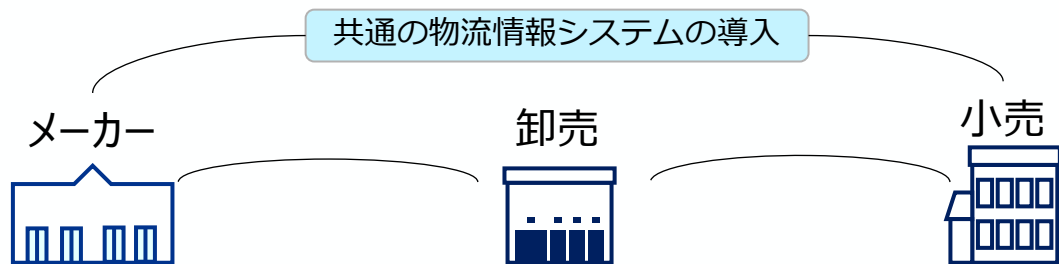
【コンソ例①】パレット（物流資材）の統一

サプライヤー毎にバラバラの資材で納入が行われていたが、複数の荷主において、業界標準パレットを採用。



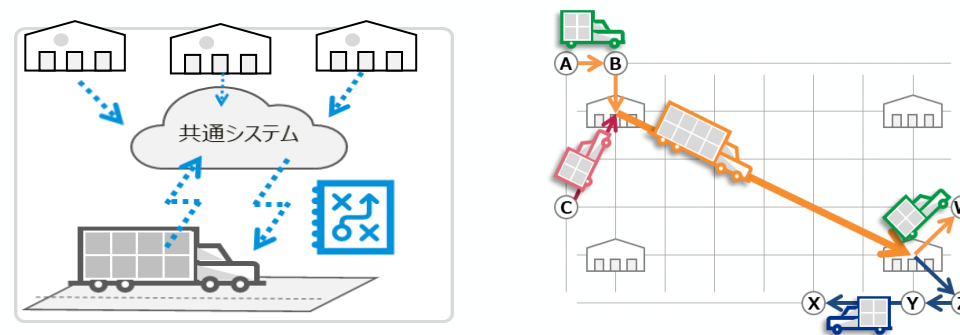
【コンソ例③】製・配・販の連携（垂直統合）

メーカー-卸売間、卸売-小売間のサプライチェーン内で、物流効率化のための共通の物流情報システムを導入。



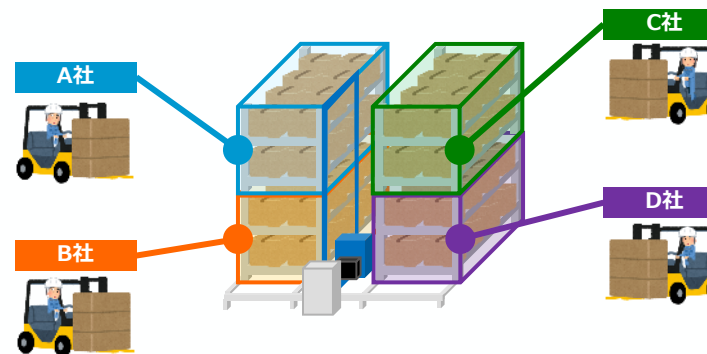
【コンソ例②】共同輸配送（水平連携）

業界内や業界を超えた荷主・物流事業者による、共同輸配送の実施に向けた共通システムを構築。
データ収集、ルート設計等の共同輸配送の実現に向けた実証を実施。



【コンソ例④】自動倉庫のシェアリング（共同利用）

複数の荷主が、荷量の集約化を図るために、物流不動産に導入された自動倉庫を共同利用し、物流効率化に向けた実証を実施。



(参考) 連携体 (コンソーシアム) での申請に関する留意点

複数事業者が共同で申請いただくことが必須となります。幹事者を決めていただくとともに、**幹事者が書類の提出等を代表して行ってください。**連携体が補助事業者として採択された場合、具体的な計画の作成と実証事業の進捗に係るとりまとめを行っていただきます。(幹事者は業務の全てを他の者に委託することはできません。)

ア	連携体に対する補助金は、幹事者に対して支払われます。 構成員に対する補助金の分配は幹事者が行う必要がありますのでご注意ください。
イ	幹事者及び連携体構成員については、特段の理由があると事務局が承認した場合を除き、補助事業者として採択された後に変更することができません。
ウ	実際に投資を行っている事業者が補助金を受け取るための申請ができるのは1事業者1回(1案件)に限ります。 実際に投資を行っていない事業者が連携体に複数回参加することは問題ありません。なお、全く同一の構成員で構成される連携体が複数回申請することは出来ませんのでご注意ください。
エ	実証事業完了後の補助事業実績報告書等の提出については、連携体の幹事者が取りまとめを行うことで、他構成員の実績も集約した対応でよいこととします。 他方、補助金額の確定などのプロセスについては、実証事業に投資した主体がそれぞれ対応することが必要となりますので、ご認識ください。
オ	補助対象の設備等について、リースを利用する場合、ファイナンスリースにより、当該設備等を提供する契約を行うリース会社を連携体構成員に含め、共同申請をすることで、当該設備等の購入費用についてリース会社を対象に補助金を交付することも可能です。

2. 補助対象経費

項目	詳細
機械装置・システム費 ※必須支出項目	① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費 ② 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用に要する経費 ③ ①又は②と一体で行う、改良・修繕、運搬等に要する経費 ※建物費は対象になりません。 ※借用とは、いわゆるリース・レンタル・サブスクリプションをいい、実証事業実施期間中に要する経費のみとなります。 ※システム費については、自社開発のシステムを構築・改修する場合も対象になります。 ※パレット・オリコン等の物流資材についても補助対象となりますが、①標準へ適合していること、②実証事業の根幹に必要不可欠であること、③実証事業で実際に使用した分に対象を限定することの3点を満たす場合のみ、補助対象となります。
専門家経費 ※上限額＝ 補助対象経費総額の8分の1	実証事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※実証事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要な事業に依拠したコンサルティング・サービス等への経費
委託・外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託・外注するために必要な経費
その他諸経費	実証事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。

<補助対象経費として計上できない経費 > ※注意が必要なものを抜粋

※ 実証事業を実際に行う施設の賃料

※ トラックの輸送費（共同輸配送の実証事業を行う場合等においては、ご注意ください。）

※ 実証事業に係る自社の人件費・旅費（ただし、自社開発システムの構築・改修に当たる人件費のみ、例外的に自社の人件費を補助対象経費として計上可能。）

※ トラック含む自動車等車両、船舶、航空機等の購入費・修理費等（ただし、事業者内等で使われるフォークリフトなどの車両運搬具は補助対象とすることが可能。）

(参考) 補助対象となる機械装置・システムの例

令和5年度補正予算と同様、マテハン機器や標準的な物流資材、システム関連などのハード・ソフト経費をいずれも補助対象とする。

入出荷

トラックローダー

フォークリフト (有人・無人)

パレタイザー・デパレタイザー



トラックスケール

⋮

保管

物流資材、洗浄等附属設備

レンタルパレット



自動倉庫 (ビル式、パレット式)



保管ラック

⋮

運搬

コンベヤ

垂直搬送機

AMR (自律走行搬送ロボット)



AGV (無人搬送ロボット)



⋮

仕分け

自動・無人仕分け機



ピッキングシステム・ロボット



⋮

等

(画像出所) 株式会社ダイフク、オークラ輸送機株式会社、トラスコ中山株式会社、GROUND株式会社、国土交通省「物流DX導入事例集」掲載事例

システム投資

バス予約システム

車両入退場管理システム

伝票電子化・物流EDI

AIカメラ・システム

RFID等自動検品システム

工程設計・BIシステム

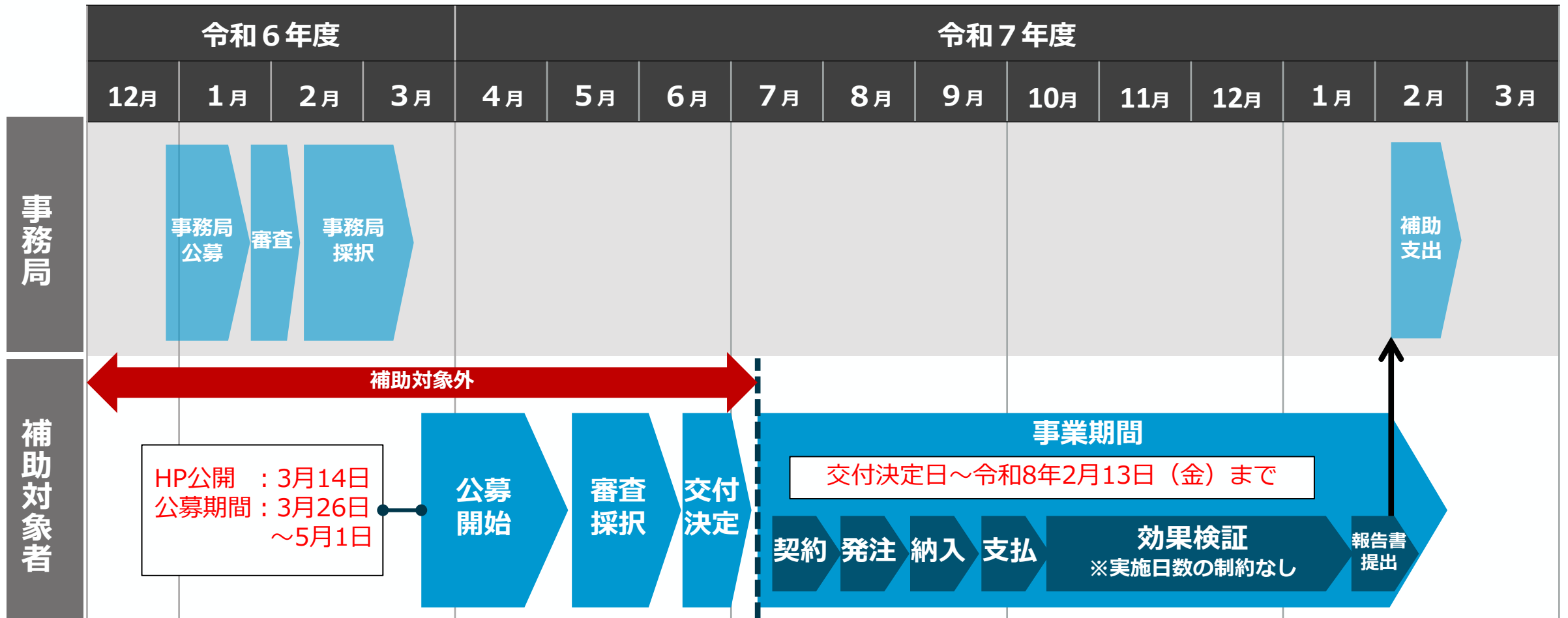
積付管理システム

輸送マネジメントシステム

等

3. スケジュール

交付決定前の事前着手・契約・発注は、補助対象外となりますので、ご注意ください。



4. 審査基準

採択審査委員会による審査は、①応募資格の充足や財務的基盤等の適格性、②本事業目的・趣旨との整合性、③実施計画等の妥当性（例：妥当なスケジュールとなっているか）、④実証内容の展開性・波及効果、⑤加点項目の適否（従業員への賃上げを表明しているか）に基づいて行われます。

④実証内容の展開性・波及効果の項目について

事業モデルの再現性

- **他事業者、他拠点においても導入が期待できる取組・技術か**
- 横展開が容易か

連携の強化

- 連携体において、より**多くの荷主を巻き込む**ことができているか
- **企業規模や業種の異なる事業者と連携**することができているか

物流の標準化

- 物流の**標準化**に役立つ取り組みか
(例) 物流資材（パレット・オリコン等）の標準化、物流データの標準化

省力化効果の大きさ

- 機器やシステムを導入することにより、**高い省力化効果**を生み出すことができているか

物流の共同化

- **共同輸配送を推進**する取り組みか
(例) 共同輸配送を実現するための物流データプラットフォーム構築
- **物流拠点やソリューションをシェア**する取り組みであるか
(例) 自動倉庫を導入した物流拠点での実証